

公害等調整委員会告示第四号  
羽地ダム関係鉱区禁止地域指定

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により鉱区禁止地域の指定をしたので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

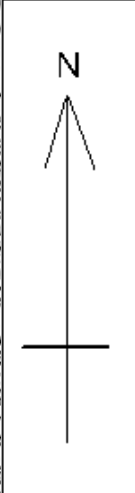
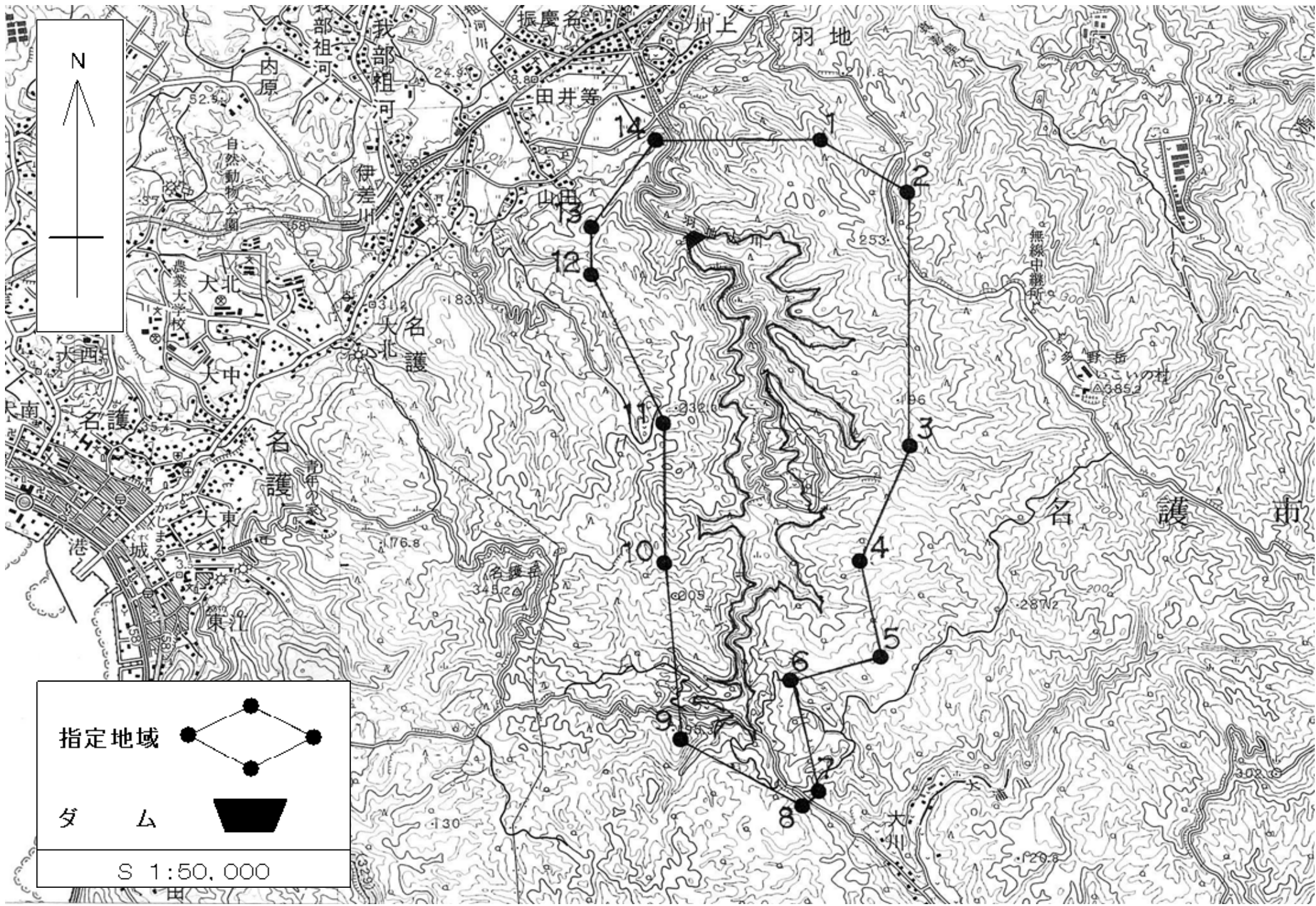
平成十七年六月二十一日

公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

- 一 指定番号 指定第二四二号
- 二 指定請求公示の年月日 平成一六年七月九日（公害等調整委員会公示第七号）
- 三 請求者名 国土交通大臣
- 四 地域の所在地 沖縄県名護市田井等及び同市親川地内
- 五 鉱物の名称 鉱業法（昭和二十五年法律第二八九号）第三条に規定する鉱物全部
- 六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第一四号と第一号とを結ぶ直線

境界点 の番号	位 置		備 考
	座標X(+)メートル	座標Y(+)メートル	
1	六八、一一	五二、七五八	表示の座標は、測量法（昭和二十四年法律第一八八号）に基づく平面直角座標系による。
2	六七、七六八	五三、三二二	
3	六六、〇四九	五三、三二二	
4	六五、二二〇	五三、〇四六	
5	六四、五九五	五三、二二三	
6	六四、四五九	五一、五九四	
7	六三、六六八	五一、八〇六	
8	六三、五六二	五一、七二四	
9	六四、〇一〇	五一、八六一	
10	六五、一八八	五一、七四六	
11	六六、一八六	五一、七三六	
12	六七、一六七	五一、二五二	
13	六七、五二二	五一、二五二	
14	六八、一三九	五一、六五九	

七 地域図 次の図の境界線により囲まれた地域



指定地域

△

△

S 1:50,000

八 地域の面積 六五三・七五ヘクタール

九 指定の理由

- 1 請求地域は、沖縄県名護市田井等及び同市親川地内の羽地大川水系羽地大川に建設された羽地ダム及び貯水池並びにそれらの周辺地域である。
- 2 同ダムは、沖縄振興特別措置法（平成一四年法律第一四号）及び特定多目的ダム法（昭和三二年法律第三五号）に基づき建設された、堤高約六七メートル、堤頂長一九八メートルのロックフィルダムであり、総貯水容量一、九八 万立方メートル、有効貯水容量一、九二 万立方メートルの貯水池により、洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水の確保を目的としている。
- 3 請求地域の地形は、幼年期から壮年期の山岳地形をなし、標高二一 メートルから三三 メートルの山並が連なっている。この山岳地形は、河口から約一キロメートル上流で急に開け、標高二一 メートル以下の平野となっている。また、流域の支谷では格子状の水系が発達している。
- 4 地質は、主に中生代ないし古生代に属する緑色片岩及び千枚岩から構成される基盤岩とその上の被覆層として、河川堆積物及び崖錐堆積物が分布している。
- 5 請求地域内においては鉱業及び探査の実績がないが、周辺には千枚岩の露頭が見られることから、同一の地層をなす請求地域においても耐火粘土の賦存の可能性が見込まれる。
- 6 現在、請求地域内に鉱業権の設定はなされていないが、耐火粘土等を目的とした鉱業出願が一件なされており、周辺には当該出願地域に隣接した耐火粘土の採掘権が一件ある。
- 5 前記の地形及び地質からみて、請求地域において鉱物の掘採をすれば、鉱種のいかにかわらなくとも、ダム、貯水池等の保全に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- 6 以上を総合すると、指定地域において鉱物を掘採することは、鉱種のいかにかわらなくとも、羽地ダムの公益性と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。